第四十条の八の八第一項	二　法第百十六条の二第二項第二号の業務に係る次に掲げる事項 イ　提供を受けた通信履歴の電磁的記録の提供元の電気通信事業者の氏名又は名称 ロ　イの通信履歴の電磁的記録の提供を受けた日時 ハ　イの通信履歴の電磁的記録の項目 ニ　イの通信履歴の電磁的記録を用いた調査及び研究の概要 ホ　ニの調査及び研究の成果の普及の概要
	二　法第百十六条の二第二項第二号の業務に係る次に掲げる事項 イ　提供を受けた通信履歴の電磁的記録の提供元の電気通信事業者の氏名又は名称 ロ　イの通信履歴の電磁的記録の提供を受けた日時 ハ　イの通信履歴の電磁的記録の項目 ニ　イの通信履歴の電磁的記録を用いた調査及び研究の概要 ホ　ニの調査及び研究の成果の普及の概要 三　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第八条第七項の規定により読み替えて適用する法第百十六条の二第二項第三号の業務に係る次に掲げる事項 イ　国立研究開発法人情報通信研究機構から通信履歴等の電磁的記録の提供を受けた日時 ロ　イの通信履歴等の電磁的記録の項目 ハ　イの通信履歴等の電磁的記録を証拠として行う通知の通知先の電気通信事業者の氏名又は名称 ニ　ハの通知を行つた日